

独立行政法人日本スポーツ振興センターが
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

令和5年2月28日

文部科学省

目 次

(序文)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	2
2. 国際競技力の向上のための取組	4
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	6
4. スポーツ・インテグリティの確保	8
5. 学校安全のための災害共済給付の実施	10
IV. 業務運営の効率化に関する事項	11
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 予算の適切な管理と効率的な執行等	12
2. 自己収入の確保	12
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設整備の実施	12
2. 内部統制の強化	13
3. 人事に関する事項	13

※ III. の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

J S C は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）第 3 条の規定のとおり、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）及び令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を対象として策定した「第 3 期スポーツ基本計画」（令和 4 年 3 月文部科学大臣決定。以下「スポーツ基本計画」という。）に基づき、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、学校管理下における児童生徒等の死亡事故や障害・重度の負傷を伴う事故を限りなく少なくさせるため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）及び同法に基づく学校安全の推進に関する計画に基づき、学校安全に係る施策に取り組む必要がある。

<法人の現状と課題>

J S C は、国立競技場等の大規模スポーツ施設を所有しており、当該スポーツ施設の利活用を通じたスポーツ振興により、国民がスポーツに参画する機会を提供するとともに、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報サポートや高度な科学トレーニング環境の提供により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）等の国際大会における日本代表選手団の好成績に寄与・貢献している。また、児童生徒等の学校管理下における傷害等に関する災害共済給付の実施によって蓄積した災害事故情報を活用し、学校事故防止のための取組を推進してきた。

J S C は、前述のとおり多岐にわたる業務を実施しており、当該業務により蓄積された J S C 独自のデータや経験等をより有効に活用し、スポーツを通じた社会への還元に向けた取組が必要である。

＜政策を取り巻く環境の変化＞

我が国においては、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、東京大会は開催が1年延期され、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で開催された。東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた。東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっている。

JSCは、東京大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが求められている。また、すべての人がスポーツにアクセスできる社会を目指すとともに、スポーツ基本法に掲げるスポーツの多様な価値を守り、享受できるよう、スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現することが求められる。加えて、法人の業務遂行全般に当たっては、スポーツ・インテグリティを確保し、大規模スポーツ大会のみならず、スポーツ団体、地方公共団体、その他スポーツ事業に関連する団体における各種のスポーツ事業の適切な計画、運営により、スポーツの力を通して社会をより良く発展させる努力が必要である。

このような役割や背景のもと、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価結果や「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、JSCの第5期中期目標を以下のとおりとする。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等

国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。

秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、JSCがこれまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。

<具体的な取組>

- ・ 国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。
- ・ 秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等については、利用率の向上や情報発信を図るとともに、施設利用者等の具体的なニーズを施設の管理運営に反映させる。
- ・ 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた具体的な取組を進める。また、スポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、令和元年度に策定された「スポーツ・デジタル・アーカイブの構築・共用・活用ガイドライン」を踏まえ、「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進する。
- ・ 国立登山研修所については、安全な登山に向けて登山関係機関等と協力・連携し、情報収集や調査・研究を実施するとともに、登山指導者の養成、資質向上のための研修会の開催、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発に向けた情報発信を行う。

<評価指標>

- ・ 大規模スポーツ施設に係る稼働日数について、国立競技場は159日、秩父宮ラグビー場は77日、国立代々木競技場第一体育館は270日、同第二体育館は215日以上とする。
- ・ スポーツ施設の施設利用者等に対する満足度等の調査を実施し、80%以上から高評価を得る。

<目標水準の考え方>

- ・ 大規模スポーツ施設の管理運営に当たっては、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持した上で、利用率の向上を図る必要があることから、施設・設備の点検や保守、芝生の養生等に必要な期間等を考慮し、最大限に利用が可能となる日数を算出して設定した。
- ・ スポーツ施設の管理運営等に当たっては、施設サービスの質の向上や安全管理も留意する必要があることから、引き続き、80%以上から高評価を得ることを指標として設定した。なお、施設利用者等には一般来場者を含むものとする。

- ・ 民間事業化後の国立競技場の評価指標については、民間事業への移行状況等を踏まえて検討し、設定する。

【重要度：高】

国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）の民間事業化を進めることや所有するスポーツ施設を適切に管理運営することは、東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展等のために非常に重要であるため。

2. 国際競技力の向上のための取組

スポーツ基本計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月スポーツ庁長官決定）を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図りつつ、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、各競技団体、地域のスポーツ医・科学センター及び大学等と連携し、オリンピック・パラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、国際競技力の向上に取り組む。

<具体的な取組>

- ・ JOC及びJPC等と連携し、中央競技団体が策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するとともに、支援の仕組みについて不断の改善を図る。
- ・ 中央競技団体における中長期の戦略的な発掘・育成・強化の取組を推進するためのアスリート育成パスウェイの構築等を通じて、世界で活躍するトップアスリートの継続的な輩出に向けた支援を実施する。また、「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」（令和4年11月）も踏まえ、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を更に強化し、HPSCの知見の地域への還元を進めるとともに、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を図り、地域における競技力向上を支える体制の構築に取り組む。これらの取組により、地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なく中央競技団体の選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援する。

- ・ 大学及び企業等との連携による共同研究や人事交流の促進、先端技術を活用した取組により、H P S Cの機能を強化し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究、人材育成の充実を図る。
- ・ ハイパフォーマンススポーツに関する海外情報の収集・分析・蓄積・展開の充実を図り、国際ネットワークの戦略的な構築・維持・強化・活用及び国内外の人材活用・育成に取り組むことにより、H P S Cの機能強化を図るとともに、収集・分析した情報を、国内外の関係機関と連携し広く展開することで、今後の競技力向上及び地域スポーツや社会の発展等を図る。
- ・ 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

<評価指標>

- ・ オリンピック・パラリンピック及び主要国際競技大会における我が国のアスリートの成績（過去最高水準の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況。
- ・ 国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向等を適切に踏まえた情報収集・展開の推進状況。

<目標水準の考え方>

- ・ スポーツ基本計画において、「夏季及び冬季それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現を図る」とされていることを踏まえ指標として設定した。
- ・ 国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向の変化を適切に捉え、その情報を競技力向上や地域スポーツ・国際社会の発展に生かすことが重要である。国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向は日々変化するため、情報収集・展開の推進状況については、定性的に判断する。

- ・ 評価に当たっては、金メダル獲得数をはじめとした優れた成績等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献及び情報収集・展開の推進状況の判断に当たっては、J S Cにおける国際競技力向上のための取組状況やそれぞれの取組の外部評価結果等を踏まえ判断する。

【重要度：高】

持続的に国際競技力の向上を図るためには、トップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行う中核拠点であるH P S Cを有するJ S Cが中心となって、J O C、J P C、中央競技団体等の関係機関と連携し、アスリート等への支援に取り組むことが重要であるため。

3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施

スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金について、十分な財源の確保に努めるとともに、その助成数をはじめとしたスポーツ振興助成制度においては、効果的な助成を実施していく必要がある。

特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努める。

また、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。

<具体的な取組>

- ・ スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。
また、Jリーグ及びBリーグと協働し、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努めるとともに、両リーグのファン獲得に向けた取組を行うなど、相互の発展に向けた取組を行うこととする。
- ・ 助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。
- ・ スポーツ振興助成制度については、その制度の趣旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。

<評価指標>

- ・ スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度達成する。令和4年9月末に発売した新商品について、早期に十分な認知を獲得し、売上拡大に努めることとする。
- ・ スポーツ振興くじ助成における事業の効果。
- ・ スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査件数。

<目標水準の考え方>

- ・ 地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。
- ・ スポーツ振興くじ助成について、効果的な助成が行われたかを判断するため指標として設定した。その際、外部有識者で構成する審査委員会による外部評価を踏まえ判断する。
- ・ スポーツ振興くじ助成について、助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、継続的にモニタリングし、その結果を公表することにより、より効果的かつ効率的な助成事業に繋げていくことが重要であることから、事業の実施状況調査件数は、第4期中期目標期間と同水準を目標値として設定した。

【重要度及び困難度：高】

スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。

一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成20年度売上額約1.1兆円をピークに、令和2年度売上額約9,200億円（18.9%減少））を踏まえると、非常に困難であるため。

4. スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底及びドーピング防止活動の推進に対し、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。

<具体的な取組>

- ・ スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内の現況等を把握するとともに、研修等の実施を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献する。
- ・ スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するための支援を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。
- ・ スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイトを活用し、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。
- ・ スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査に関する支援を行うスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。
- ・ スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。
- ・ 東京大会を通じて得られた知見等を踏まえ、日本アンチ・ドーピング機構等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動を実施し、ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピング防止に関連する規則違反の特定に取り組むなど、ドーピング防止活動を推進する。
- ・ 公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）を着実に運用する。

<評価指標>

- ・ スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも5つの団体にガバナンス等に関する現況把握の支援等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの確保に関する理解促進等を図り、スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進する。
- ・ ドーピング防止活動を通じたスポーツの公平性・公正性の確保への寄与・貢献状況について、ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持すること等、JSCにおけるドーピング防止活動の実施状況やそれぞれの取組について、外部評価会議において「効果的」等の高評価を得る。

<目標水準の考え方>

- ・ 「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」(平成30年12月20日スポーツ庁決定)に示されたとおり、中央競技団体は4年ごとに統括団体による適合性審査を受けることを踏まえ、JSCでは直近で適合性審査を通過した中央競技団体を主な対象として、各団体のスポーツ・インテグリティを確保するための仕組みの実効性を確認するため、現況を把握するための支援を行う。各団体のニーズを踏まえつつ、少なくとも5団体に支援を実施することを指標として設定した。
- ・ スポーツ基本計画においては、「東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際的な対応ができる検査員の資質向上を始め、国際基準等に基づく必要な体制を構築し、スポーツにおける公平性・公正性を確保する。」とされている。インテリジェンス活動及び日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用等を通じたスポーツの公平性・公正性の確保に対する評価は、複数分野での高度な専門性や実践的な知見等が必要であり、多角的に評価することが適当であることから、外部評価会議での評価を受けることとし、「効果的」等の高評価を得ることを評価指標として設定した。

【重要度：高】

スポーツ団体の不祥事案や不適切な指導が問題となる事案等が引き続き生じている中で、クリーンでフェアなスポーツを推進するためには、JSCが、関係機関と連携・協働しながら、特に、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底等に関して必要な支援を行い、スポーツ界が一丸となって取り組むことが重要であるため。

5. 学校安全のための災害共済給付の実施

学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付実績から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。

<具体的な取組>

- ・ 災害共済給付事業においては、公正かつ適切な給付事務を着実に実施しつつ、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行うとともに、給付実績から得られた事故情報を学校等における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、その成果を学校関係者等まで行き渡るように工夫するほか、災害共済給付事業全体の更なる質の向上のため、関係団体等との新たな連携・協力関係を構築する。

<評価指標>

- ・ 中期目標期間の最終年度において、平成 27 年度に災害共済給付の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）における災害共済給付制度への加入率について 65%以上とする。
- ・ 中期目標期間の最終年度において、災害共済給付金を受け取った者に対し、アンケートを通して制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度について 60%以上から高評価を得る。
- ・ 災害共済給付における請求に対する差戻し件数。

<目標水準の考え方>

- ・ 子ども・子育て支援新制度の開始以後に、災害共済給付制度の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業について、令和 3 年度における加入率が、それぞれ 42%、59%であったことを踏まえ、65%以上を指標として設定した。

なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

- ・ 災害共済給付制度の理解を深める必要があることから、給付金を受け取った者にスマートフォン等を活用したアンケートを実施し、制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度の結果を指標として設定した。

なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

- ・ 請求における差戻しは、令和3年度では約7万件発生しており、引き続き学校等の現場の事務負担軽減を図ることで迅速な給付を実現する必要があるため、令和3年度における請求に対する差戻し件数と同水準を目標値として設定した。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の削減を図る（人件費、特殊経費、新規追加・拡充分に係る経費及び公租公課を除く。）。なお、新規追加・拡充分は、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。

<具体的な取組>

- ・ 毎年度、既存業務の点検・評価を行い、業務の見直しや効率化の観点からデジタル化に取り組むとともに、他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施を引き続き行う。
- ・ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応力の強化に取り組む。
- ・ 一般管理費及び事業費については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。
- ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。
- ・ 地方公共団体等とのネットワークを活用して各事業の情報発信・共有を効率的に推進する。
- ・ 業務運営に当たっては、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。

<具体的な取組>

- ・ 独立行政法人会計基準における運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- ・ 運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。
- ・ 予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。
- ・ 資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2. 自己収入の確保

自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。

<具体的な取組>

- ・ スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、自己収入の確保を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。
- ・ 競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に向けて取り組む。
- ・ 他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得の方策を行う。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設整備の実施

利用者本位の施設の在り方の観点を踏まえ、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、施設利用者の利便性やニーズを的確に捉えて整備を行う。

<具体的な取組>

- ・ 秩父宮ラグビー場の移転整備について、神宮外苑地区地区計画の枠組みの中で、『秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方について（令和3年1月15日スポーツ庁「ラグビーの振興に関する関係者会議（第3回）」決定）』に基づき、着実に推進する。
- ・ 保有施設について、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえて適切に整備を行う。
- ・ 施設利用者のアンケート調査を行うなど、施設の利便性やニーズを把握して的確に整備を行う。

2. 内部統制の強化

法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、理事長のリーダーシップの下、法令・内部規則等を遵守し、役職員の意識向上、監査体制の強化等内部統制の強化の取組を推進する。

<具体的な取組>

- ・ 内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。
- ・ 内部統制に関する役職員の意識向上に資する取組を推進する。
- ・ 監査計画に基づく監視、評価等を行うモニタリングにより、PDCAサイクルの徹底を図る。
- ・ 不適正な契約手続を未然に防止するための取組を推進する。

3. 人事に関する事項

業務成果の最大化を図るため、法人の業務運営を支える人材を戦略的かつ計画的に確保・育成し、適切な人員配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。

<具体的な取組>

- ・ 人材の確保及び育成に係る方針に基づき、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、人員を適切に配置する。

- ・ 人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流を含めた多様な方法により行う。また、男女共同参画社会と共生社会の実現に配慮した取組を行う。
- ・ 人材の育成に当たっては、計画的な研修を実施すること等により、職員の専門性、業務遂行能力及びモチベーションの向上を図る。
- ・ 給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮することとし、毎年度、検証を行い適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(別添)独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける政策体系図

スポーツ基本法

第3期スポーツ基本計画

【スポーツの推進に関する基本的な計画】

- 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- スポーツ界におけるDXの推進
- 国際競技力の向上やスポーツの国際交流・協力の推進
- 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化やスポーツ・インテグリティの確保
- スポーツを実施する者の安全・安心の確保 等

学校保健安全法

第3次学校安全の推進に関する計画

【各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため】

- 全ての学校における実践的・実行的な安全教育の推進
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」
- 学校安全に関する意識の向上(学校における安全文化の醸成) 等

第5期中期目標期間における日本スポーツ振興センターのミッション

我が国のスポーツ振興の中核的な役割を担う機関として、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、災害共済給付の実施及び当該事務から得られた情報を活かし児童生徒等の事故予防に貢献

- ①スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を利用してスポーツの振興を図る。
- ②ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図りつつ、JOC、JPC、NF、地域の関係機関等とも連携しながら、国際競技力の向上に取り組む。
- ③スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金の財源確保及び地域スポーツ振興等への効果的な助成を行う。
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の推進に対するスポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。
- ⑤学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)の使命等と目標との関係

(使命)

我が国のスポーツ振興の中核的な役割を担う機関として、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、災害共済給付の実施及び当該事務から得られた情報を活かし児童生徒等の事故予防に貢献する。

(現状・課題)

◆強み

- ・大規模スポーツ施設の利活用を通じたスポーツ振興
- ・スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報サポートや高度な科学的トレーニング環境の提供
- ・災害共済給付の実施によって蓄積した災害事故情報を活用した学校事故防止のための取組の推進

◆弱み・課題

- ・JSCにおいて蓄積された独自データや経験等をより有効に活用し、スポーツを通じた社会に還元する仕組み

(環境変化)

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが必要。
- すべての人がスポーツにアクセスできる社会を目指すとともに、スポーツの多様な価値を守り、享受できるよう、スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現することが必要。
- 法人の業務遂行全般に当たり、スポーツ・インテグリティを確保し、大規模スポーツ大会のみならず、スポーツ事業に関連する団体等における各種のスポーツ事業の適切な計画、運営により、スポーツの力を通して社会をより良く発展させる努力が必要。

(中期目標)

- スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を利活用したスポーツ振興
- ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図りつつ、関係機関とも連携しながら国際競技力の向上を図る
- スポーツ振興くじにより助成財源を確保し、地域スポーツの振興のために効果的な助成を実施
- スポーツインテグリティの確保のため、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の支援を実施
- 災害共済給付の実施によって得られた災害事故情報を学校関係者等に広く提供し、学校等における事故防止の取組を支援